

傍 聴 要 領

久喜市上下水道事業運営審議会

1 傍聴する会議の手続

- (1) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、終了となります。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反したときは、会長が注意し、なおこれに従わないときは退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項（傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。）

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。